

なすしおばら

平成 25.9.20

消費者だより

第 17 号

●発行 那須塩原市生活課 (☎0287-62-7126) ●編集 那須塩原市消費生活推進連絡会

平成25年5月、那須塩原市消費生活推進連絡会の定期総会で、「学ぶことから始めよう」自立した消費者を目指して」というスローガンを掲げました。ところで、テレビ・ラジオ・新聞等で見聞きしない日がないくらい詐欺被害が後を絶ちません。栃木県の発表によると、今年1月1日から7月末日までに、113件の詐欺被害があり、被害総額は約6億7千5万円に達したとのこと。同窓会名簿を悪用した詐欺や口ト6の当選名目の詐欺、さらに株式売買を巡る詐欺被害も起きているようです。手口が複雑巧妙化しており、高額被害がすべて「振り込め詐欺」ではなく、「郵送」か「直接手渡し」によって現金が犯人の手に渡っており、今や「振り込まない詐欺」が主流になりつつあることを知っておきたいと思えます。敵もだましのプロ。お金を得るためには必死なのだと思えます。

那須塩原市消費生活推進連絡会会長 目黒 ケイ子

学ぶことから始めよう
自立した消費者を目指して

ちよつと一口メモ

【特殊詐欺とは】

これまでは、オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保険金詐欺・還付金詐欺を「振り込め詐欺」と呼んでいましたが、これに加えて、一昨年から金融商品など取引名目の詐欺・ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺・異性との交際あっせん名目の詐欺など新たな手口が増え始めたため、これらを「特殊詐欺」と総称するようになりました。

自分だけは被害に遭わない、遭うわけがない等の思い込みは捨てて、自分も狙われる可能性があることを自覚して、被害者にならない為に詐欺の種類・内容・手口・対処法を学ぶことが大切だと思います。テレビ・ラジオ・新聞・行政が出しているチラシ等、知識を得ようとする教材には事欠かないと思いますので、まずは「学びましょう」。そして、方が「敵」と遭遇した時は冷静で慎重な対応を心がけることも重要かと思えます。最後にみなさんが決して被害者にならないことを願っております。

県主催「消費者のつどい」に参加して



5月の消費者月間にちなみ、5月31日、県総合文化センターで開催された「消費者のつどい」に参加しました。その中で、住田裕子弁護士の講演があり、時間を忘れて聞き入りました。

「まさか私も被害者に!・・・」というテーマで、最近増えている詐欺被害についての話を聞きましたが、何と80歳代の高齢者の3割が言葉巧みに誘われ、何らかの詐欺に引っかかってしまうと聞いていました。

「まさか私も・・・」と考えた時に恐ろしくなりましたが、自分のことなので冷静になれば防ぐことはできると思います。もし、その様な状況に陥ってしまった時には、誰でもいいので相談をすることが大切だと思います。そして、賢い消費者になることを心がけて、大切なお金を詐欺などで持って行かれないよう注意が必要ではないかと思いました。

平山ツヤ子 (那須塩原市食生活改善推進委員)

那須塩原市における消費者被害の現状を知ろう！

去る7月22日、那須塩原市消費生活推進連絡会では、市における消費者被害の実態を知ろうと消費生活センターから消費生活相談員を招いて、現状について説明を受けました。



消費者被害の現状について説明する朝比奈相談員

【平成24年度の状況】

相談件数は、744件で前年度より127件増加しました。その中で苦情相談は、613件で前年度より96件増加し、生活相談は131件で31件増加しました。
相談件数の増加した主な要因は、架空請求や別荘地についての相談や高齢者からの健康食品の送りつけの相談が増加したことによります。

【苦情の多い商品】

第1位 放送・デジタルコンテンツ等 (107件)

利用した覚えのない有料情報サイト、アダルトサイトにつながり、高額な利用料を請求された等の相談

第2位 融資サービス (80件)

債務整理や多重債務の相談

第3位 役務その他 (30件)

別荘地所有者から「樹木伐採の通知が届いた。業者について情報を知りたい。」「結婚相手紹介サービス業者と契約したが解約したい。」等の相談

悪質業者は、あの手この手で消費者を狙っています。

【消費生活相談処理件数】

消費生活センターで助言、あっせんした案件
437件 (58.9%)

※現に発生しているトラブルに対して、相談者が事業者に自主交渉することで解決の可能性がある、かつ自主解決の方法をアドバイスしたものと及びあっせん解決した場合

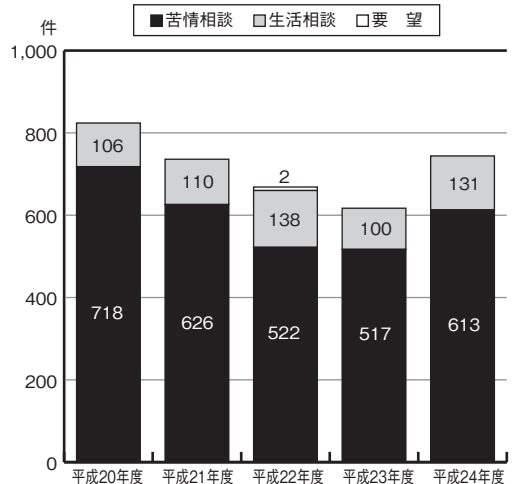
◆あっせん以外の処理、本来の相談機関を紹介、処理が不要等の案件
307件 (41.2%)



相談員の説明を真剣に聞く委員

消費生活センター相談件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
苦情相談	718	626	522	517	613
生活相談	106	110	138	100	131
要望	0	0	2	0	0
計	824	736	662	617	744



意見・感想等

- ★消費生活センターでは大変な業務を行っていることが分かった。こんなにいるいろいろ相談事例があるということにびっくりした。簡単なお金儲けはあるわけがないと自分で意識をもたなければならぬ。
- ★簡単にお金は出さない。口約束はしないと書いた。
- ★契約書の細かい字で書いてあるところもよく読まなければならぬと思った。
- ★もし、被害に遭ったらどうしてよいかわからなかったが、身近に相談できる場所があり、安心した。
- ★被害に遭わないために勉強して、それを周りの人に伝えていかなければならないと思った。

◆◆◆ クイズにチャレンジ ◆◆◆

あなたの消費者としての知識はどのくらい？

- Q1 契約は、契約書を作らなくても口約束で成立するでしょうか。
① 成立する ② 成立しない
- Q2 お店に出かけて掃除機を買いましたが、次の日別の店でもっとよさそうな掃除機があったので、買った掃除機をクーリング・オフしたいのですができるでしょうか。
① クーリング・オフできる ② クーリング・オフできない
- Q3 テレビショッピングで買った品物は、クーリング・オフできるのでしょうか。
① クーリング・オフできる ② クーリング・オフできない
- Q4 訪問販売で25万円の圧力なべを買いましたが、使いこなせませんでした。買った日から8日以内なのでクーリング・オフしたいのですが、一度使ってしまった後もクーリング・オフはできるのでしょうか。
① クーリング・オフできる ② クーリング・オフできない
- Q5 訪問販売で布団を買いましたが、やはり返品することにしました。クーリング・オフのハガキを買ってから7日目に出したのですが、業者のもとに届いたのが9日目だったので、クーリング・オフはできないと言われました。本当にクーリング・オフはできないのでしょうか。
① クーリング・オフできる ② クーリング・オフできない

クイズの答え & 解説

- Q1…① 契約の形式や様式は自由なので、口約束でも契約になる。
- Q2…② お店に出向き自分の意志で買ったのでクーリング・オフはできない。
- Q3…② 通信販売にクーリング・オフの制度は無い。
- Q4…① 消耗品（健康食品や化粧品など）以外の商品は、使用しても買ってから8日以内ならクーリング・オフできる。
- Q5…① 8日以内にハガキを出せば、クーリング・オフできる。
(簡易書留扱いなどで送付しましょう。証拠として、ハガキの両面のコピーをとって保管しましょう。)
- 【クーリング・オフとは、消費者が購入の申込みや契約をした後に一定の条件が整っていれば、無条件で契約解除できる制度です。】

契約は慎重に！



☆☆ 消費生活センターからのお知らせ ☆☆☆

多重債務相談のご案内

消費生活センターでは相談者とともに問題を整理し、よりよい解決に結びつけるため法律専門家等への橋渡しをします。一人で悩まないで、相談してください。

出前講座のご案内

消費生活センターでは、悪質商法にだまされないための出前講座を行っています。

高齢者グループ・市民団体などを対象に、無料で講師を派遣します。悪質商法の手口と対処方法をわかりやすく解説しますので、お気軽にご利用ください。

【出前講座のメニュー】

◆インターネット ◆製品安全知識 ◆携帯電話トラブル
◆利殖商法 ◆多重債務 ◆悪徳商法 ◆金融犯罪 ほか

消費生活のトラブルは **消費生活センター**へ相談しましょう!!

開設日 月～金曜日(祝日は除く)
開設時間 8:30～17:00

☎0287-63-7900

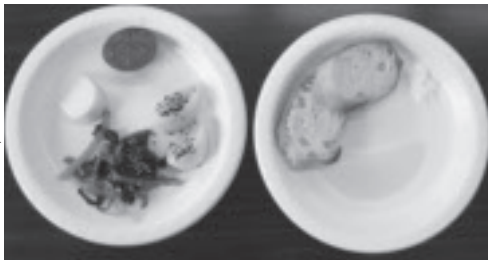
地産地消講演会

「地域食材を活かしたまちおこし」に参加して

健康長寿を考える

6月18日、

料理研究家でオリーブオイルのソムリエ小暮剛氏を講師に「オリーブオイルと地域食材を活かしたまちおこし」という講演会が市役所で開催され、参加しました。



地元野菜の旨さが引き出されていた乙な一品(ちよつとリツチな気分でした。)

地産のトマト・かぶ・ほうれん草・チーズに良質のオリーブオイルをかけた試食料理はとても美味しかったです。生まれ育った地域の食材を上手に取り入れた食生活による健康な体づくりを強調されていました。



那須塩原市生活学校研修報告

食育月間中の6月25日、食育先進事業所の「大子おやき学校(茨城県大子町)」を訪問し、「食育の在り方」を研修しました。

小学校の給食用の「おやき」を製造し納品していることやおやきづくり体験を実施していること、また、味を研究し高校生に伝統的行事食の素晴らしさを伝えていることなどについて、食育活動や地産地消に取り組んでいる4人の方々からお話をお聞きしました。得ることの多い研修でした。

大内康子(那須塩原市生活学校)



廃校後の校舎を活用した「おやき学校」は趣がありました。

かぼちゃを使った「おやき」。約10種類のおやきがあります。



健康とは、自分のことが自分でできる「健康寿命」であることを改めて感じました。野菜にはビタミン・ミネラル・食物繊維などが含まれており、オリーブオイルと塩を調味料に使用し、ポリフェノール(血液をサラサラにする成分)を上手に取り入れ、生命ある食物に感謝して食することが大切であること、家庭での自然食がいかに大切で、コンビニ弁当などの添加物を含む食生活が若者たちに悪影響を与えていることなどを指摘されていました。

日本型食生活を心がけ食育の推進に向けて、自然食を再認識する大切さを改めて知る良い機会となりました。

関東農政局主催

『消費者団体との意見交換会』に参加して

7月24日に開催された意見交換会では、最初に関東農政局側から放射性物質の基礎知識と食品中の放射性物質対策について説明があり、その後県北5市町の消費者団体代表との意見交換が行われました。

説明は既に知っている内容でしたが、配布資料の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を読み、疑問に感じていた栃木県の検査と出荷制限の設定が、「考え方」に従っていないからであると知りました。意見交換では、福島並みに放射性物質によって汚染された那須塩原市に暮らす私たちの不安が農政局や他の参加者に伝わらず、温度差があることを実感させられました。

真剣なまなざしで聞き入る委員



早乙女順子(くらしの研究会)